

4 治療評価と記録

1) 繙続的な評価

評価に係る標準的なパターンは次の通りとする。

- 毎週 1 度(例えば月曜日)、全職種で評価を行い、治療プログラムを計画する。
- 每月 1 度、全職種で評価を行い、翌月の治療プログラムを計画する。
- 3ヶ月に 1 度、全職種で評価を行い、翌 3ヶ月の治療プログラムを計画する。
- 6ヶ月ごとに、全職種で治療の継続の必要性について評価を行い、入院医療の必要性があると判断されれば入院継続の申し立てを、必要性が認められなければ退院の申し立てを行う。
- 入院が 18ヶ月を超えるような場合には、1ヶ月～3ヶ月の頻度で入院継続の必要性に関する評価を行い、入院医療の必要性が認められなくなれば、退院の申し立てを行う。